

令和5年度 事業評価シート

所属名	健康福祉局こども家庭部 療育支援課
-----	-------------------

1. 基本情報

事業名称	児童福祉施設入所費用等扶助費						
実施根拠 (条例・規則・要綱等)	船橋市児童福祉施設入所費用等助成規則						
事業開始年月日	昭和54年4月1日						
最終改正年月日	令和3年7月1日						
事業目的 (実現・達成したいこと)	障害児入所施設に入所している児童の保護者及び児童発達支援を利用している児童の保護者の経済的負担の軽減を図り、児童福祉の増進に寄与する。						
事業概要 (誰に、何を、どうするのか)	児童福祉施設若しくは児童発達支援事業を利用し、又は里親委託を受けている児童の保護者又は扶養義務者に対し、利用者負担額や委託に要する費用を助成する。						
実施背景 (事業を実施することになった背景・要因)	平成17年の児童福祉法改正によって契約利用制度が導入される以前は家庭の事情等により、養育が困難になった児童等も措置による入所が行われており、そうした家庭に対する支援措置であったようにうかがえるが、詳細は不明。なお、現在の措置入所の多くが虐待によるものである。						
これまでの経緯 (対象者・要件・限度額、サービス内容などの制度の変遷)	<ul style="list-style-type: none">平成18年10月 児童福祉法の一部改正により、措置のみでなく契約利用者に対しても利用者負担額の助成を開始。平成19年4月 障害児通所支援を利用している児童と同一世帯に保育園、幼稚園等を利用する兄弟がいる場合、障害児通所支援を利用している第二子以降の児童の利用者負担額を軽減する多子軽減制度を開始。平成26年4月 国の制度で多子軽減が開始されたため、国制度の軽減を受けた後の額に対し助成するように制度を変更。令和3年7月 県の規則が改正されたことに伴い、所得税額での判定から市民税額での判定に変更。また、申請の際の請求書を廃止。						
事業内容	<table border="1"><thead><tr><th>対象者</th><th>内容 (要件・単価・限度額・サービス内容など)</th></tr></thead><tbody><tr><td>通所施設を利用している児童の保護者</td><td><ul style="list-style-type: none">所得税が非課税の世帯に対し利用者負担額の全額を助成。(児童発達支援センター)児童福祉施設又は児童発達支援事業所を利用している未就学児に、幼稚園・保育園・認定こども園等を利用している兄・姉がいる場合、利用者負担額の一部または全額を助成</td></tr><tr><td>障害児入所施設に入所している児童の保護者</td><td><ul style="list-style-type: none">所得税が非課税の世帯に対し利用者負担額の全額を助成。(契約入所)児童相談所から障害児入所施設に入所措置の決定を受けた者の収入に応じた徴収支払金の一部を助成</td></tr></tbody></table>	対象者	内容 (要件・単価・限度額・サービス内容など)	通所施設を利用している児童の保護者	<ul style="list-style-type: none">所得税が非課税の世帯に対し利用者負担額の全額を助成。(児童発達支援センター)児童福祉施設又は児童発達支援事業所を利用している未就学児に、幼稚園・保育園・認定こども園等を利用している兄・姉がいる場合、利用者負担額の一部または全額を助成	障害児入所施設に入所している児童の保護者	<ul style="list-style-type: none">所得税が非課税の世帯に対し利用者負担額の全額を助成。(契約入所)児童相談所から障害児入所施設に入所措置の決定を受けた者の収入に応じた徴収支払金の一部を助成
	対象者	内容 (要件・単価・限度額・サービス内容など)					
通所施設を利用している児童の保護者	<ul style="list-style-type: none">所得税が非課税の世帯に対し利用者負担額の全額を助成。(児童発達支援センター)児童福祉施設又は児童発達支援事業所を利用している未就学児に、幼稚園・保育園・認定こども園等を利用している兄・姉がいる場合、利用者負担額の一部または全額を助成						
障害児入所施設に入所している児童の保護者	<ul style="list-style-type: none">所得税が非課税の世帯に対し利用者負担額の全額を助成。(契約入所)児童相談所から障害児入所施設に入所措置の決定を受けた者の収入に応じた徴収支払金の一部を助成						

2. 事業実績

		令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
事業費 (単位：千円)	当初予算額	381	432	758	936
	うち一般財源	381	432	758	936
	決算(見込)額	326	256	717	928
対象者数・ 交付件数など	助成実児童数	2	2	11	15
	助成実保護者数	2	2	11	15
	内訳	入所(2) 多子(0)	入所(2) 多子(0)	入所(5) 多子(6)	入所(5) 多子(10)

3. 交付税、国・県補助の有無

	有無	(ありの場合) 名称・内容
交付税措置	なし	
国・県補助	なし	
(国・県補助への) 上乗せ・横出し	なし	

4. 業務量

繁忙期	なし				
業務頻度 (年1回・月1回など)	申請の都度 (月に1~2件)				
人工		常勤職員	会計年度任用職員	再任用(フル)	再任用(短)
	人工	0.3人工	0.0人工		
	従事者数	1人	0人		

※ 職員1人の労働力 = 1人工。当該事業の人工を記載。複数人が携わっている場合は、それぞれの人工を合計。

【記載方法】従事者2人、労働力の割合がそれぞれ3割の場合 ⇒ 合計0.6人工(0.3人工+0.3人工)

評価結果

所属名	健康福祉局こども家庭部 療育支援課
事業名称	児童福祉施設入所費用等扶助費

(1) 一次評価（自主点検）で明らかとなった課題、今後の方向性（改善のアイデア）

項目	課題	今後の方向性
1 実態と目的の乖離の可能性	・近年、虐待を理由とする措置入所が増加しており、経済的負担の軽減という目的に即していないケースがある。	・経済的な困難が虐待の原因になっているケースもあることから入所の実態把握を行い、本事業の制度内容や実態が目的である経済的負担の軽減に即しているか検証を行う。
2 事業や事務のあり方	・R8の市児童相談所の開設に伴い、入所措置や負担金の賦課等の一連の業務が県から市に移譲される予定である。そのため、利用料への助成事務の効率化等を検討する余地がある。	・事務効率化や本事業のあり方について検討する。

(2) 追加で整理した課題、今後の方向性（改善のアイデア）

項目	課題	今後の方向性
1 実態と目的の乖離の可能性	-	-
2 事業や事務のあり方	-	-